

那須塩原市子どもの権利条例（逐条解説）

（目次）

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 責務（第9条—第13条）

第4章 基本的な施策（第14条—第21条）

第5章 権利侵害からの救済（第22条—第25条）

第6章 行動計画（第26条・第27条）

第7章 雑則（第28条）

附則

（前文）

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、国籍、人種、言語、宗教、障害等にかかわらず、全ての子どもには、生きる、育つ、守られる及び参加する権利があり、この権利を保障することを約束した。

子どもの権利は、子どもの成長には欠くことができない大切なものである。

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで自分自身を大切に思い、自分と同じように他の人を大切に作る心が育まれていく。そして、感じたこと及び考えたことを自由に表明し、様々な場に参加する経験を通して、お互いを尊重し合うことを身に付け、社会のルール及び社会の一員としての役割を学んでいく。

大人は、子どもの成長及び発達する力を認めるとともに、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの成長を支援していく責務がある。

那須塩原市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を守り、かつ、子どもの権利に関する思想を普及するとともに、子どもの健やかな成長の支援を目指し、この条例を制定する。

【解説】

この条例は、日本国憲法や子どもの基本的人権の尊重とその保障を目的とした「児童の権利に関する条約」の範囲内で、那須塩原市としての子どもの権利を定めるものである。

前文では、趣旨、基本理念、条例の骨格となる考え方について述べている。

第1段落では、子どもは人間として尊重されることを述べている。

第2段落・第3段落では、日本が締結した児童の権利に関する条約に記されている基本理念や4つの基本的な子どもの権利とその保障を示している。子どもの権利は、すべての子どもが生まれながらにして持っているもので、子どもが自分らしく生きていくために必要なことを述べている。

第4段落では、子どもの他人を思いやる心の育みと経験を通して得られる社会性について述べている。

第5段落では、大人の責務について述べている。大人は、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの成長に対し支援を行っていかなければならないことを述べている。

第6段落では、条例制定の趣旨を述べている。子どもの権利を保障し、子どもの権利に関する考え方の啓発をし、子どもが健やかに成長するために支援を行うため、児童の権利に関する条約の基本理念に基づき、この条例を制定することを述べている。

那須塩原市においては、児童虐待、いじめ、体罰といった問題がある。それが子どもの権利に関する条例制定の一つの契機ともなっている。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、子どもの権利に対する理解を深め、かつ、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

【解説】

本条は、条例の制定の目的を定めたものである。この条例は、子どもの権利や子どもの権利を保障するための市や大人等の責務、施策、相談や救済、行動計画について定めることにより、子どもの権利に対する理解を深めるとともに、子どもの健やかな成長を支援することを目的としている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 大人 子どもを除く市内に居住する者及び市内に通勤する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

【解説】

本条は、この条例における用語の定義に関する規定である。

「子ども」とは、満18歳に満たない者としているが、児童の権利に関する条約が18歳未満を対象としていることを基本に、児童福祉法その他国内法の規定を踏まえ、満18歳未満を子どもとしてその権利を保障するものとしたところである。満18歳未満については、市内に居住する者の他に、市内に通学、通勤する者を含むものである。

「保護者」とは、児童福祉法その他の国内法の規定を踏まえ、子どもに対し親権を行う者、子どもの未成年後見人、その他の者で現に子どもを養育している者としたところである。親権を行う者には、親または養親が含まれる。未成年後見人は親権者がいない場合等に未成年者を監護・教育しその財産を管理する者である。その他の者で子どもを現に監護する者は、里親や児童福祉施設の長あるいは親権者や未成年後見人ではないが現に子どもを監護している者が含まれる。

「大人」とは、第1号に定める子どもを除く市内に居住する者と市内に通勤する者としている。

「育ち学ぶ施設」とは、子どもが育ち、学ぶために通学、通所、入所する施設としている。この施設には、児童福祉法に定める児童福祉施設として保育園等、学校教育法に定める学校として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校があり、専修学校と各種学校が含まれる。子どもが育ち及び学ぶために通所するその他の施設としては、認可外保育施設、学童クラブを想定している。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる考え方を基本とする。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮すること。

- (2) 子どもは、権利の主体であること。
- (3) 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。
- (4) 子どもは、社会の一員であること。

【解説】

本条は、児童の権利に関する条約に基づき、この条例についての解釈及び適用の基本的な考え方を示している。

子どもの最善の利益を考慮しなくてはならないこと、子どもを権利の主体として接すること、子どもは成長や発達に応じて支援を受けられること、子どもは発達途上ではあるが次世代を担う社会の一員であることを述べている。

子どもの最善の利益を考慮するという事は、保護者、大人、育ち学ぶ施設関係者が、子どもにとって何が一番大切なのかということを考えなければならないということで、この条例を解釈、運用する上で最も重要な基本原則である。

保護者、大人、育ち学ぶ施設関係者は、子どもが一人の人間として尊重されるべき存在であるということを認識して接しなければならないことを述べている。

子ども一人ひとりの成長・発達に個人差があるので、成長・発達の度合いに応じて支援をしなければならないことを示している。

大人は、子どもが将来を担う大切な社会の一員であると認識し、子どもと接しなければならないことを述べている。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第4条 この章に定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として健やかに成長するために、大切な権利として保障されなければならない。

【解説】

児童の権利に関する条約に定められた権利を基本とし、那須塩原市の子どもに保障されるべき権利を定めている。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 保護者から正当な理由なく引き離されないこと。
- (6) 児童虐待、いじめ及び体罰から心と体が守られること。
- (7) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

【解説】

子どもが、安心して生きるために保障される権利を第1号から第7号まで具体的に定めている。児童の権利に関する条約の第2条、第6条、第9条、第18条、第19条、第24条等を反映したものである。特に第7号は、防災教育等を想定している。

(一人の人間として尊重される権利)

第6条 子どもは、一人の人間として尊重される権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 成長及び発達に応じて、プライバシーが守られること。
- (3) 障害のある子どもの尊厳の確保、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

【解説】

子どもが、一人ひとり違う存在であることを認められ、自分らしく生きるために保障される権利を第1号から第3号まで具体的に定めている。児童の権利に関する条約の第16条、第23条等を反映したものである。

(豊かに育ち学ぶ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育ち学ぶ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 学び、遊び、及び休息すること。
- (2) 年齢及び発達に応じて、適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (5) 市の開拓の歴史、文化及び生活を学ぶこと。

【解説】

子どもが、様々な経験を通して、自分を豊かにし健やかに成長するために保障される権利を第1号から第5号まで具体的に定めている。児童の権利に関する条約の第5条、第31条等を反映したものである。

(意見の表明及び参加する権利)

第8条 子どもは、自分の意見を表明し、自分に関わることに参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分の意見を形成できる子どもが、表明した意見について年齢及び発達に応じて適切な配慮がなされること。
- (3) 適切な情報の提供を受けること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

【解説】

自分の見解をまとめることのできる子どもが、自らの意見を表明し、活動に参加するために保障される権利を第1号から第4号に具体的に定める。児童の権利に関する条約の第12条、第13条、第15条等を反映したものである。

特に第4号については、基本理念及び条約の第15条から、子どもの最善の利益を考慮し、法律で定める制限を超える国の安全、公共の秩序、公衆の健康等に反する行為は認められるものではないと解釈する。

第3章 責務

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

- 2 市は、子どもが健やかに成長できるよう、子ども、保護者、大人並びに育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員を支援しなければならない。

【解説】

本条は、市の責務としての子どもの権利の保障や支援を定めている。

(保護者の責務)

- 第10条 保護者は、子どもの養育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもの成長及び発達に応じた適切な指導及び助言を与えるとともに、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その子どもの養育に努めなければならない。

【解説】

本条は、保護者の責務を定める。

第1項は、保護者は、子どもを養育する最も重要な責任があることを認識し、子どもの成長や発達に応じた指導や助言をしながら、子どもの権利を保障しなければならない責務を定めている。

子どもが、自分の意思で行いたいということを、保護者は一方的に否定することなく、子どもが理解できる言葉で指導や助言を与えながら、子どもの最善の利益になることであれば、それを認めることも必要となる。

第2項は、保護者は、子どもを養育していかなければならないことを定めている。

(大人の責務)

- 第11条 大人は、地域が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 2 大人は、地域の子どもの安心して過ごすことができるよう、支援に努めなければならない。
- 3 大人は、子どもに社会の一員としての責任感及び権利を尊重する意識を持たせるよう、成長及び発達に応じて指導及び助言に努めなければならない。

【解説】

本条は、大人の責務や子どもの育ちへの支援を定めている。

第1項は、大人は、子どもが地域で安心して過ごすことができるように子どもと接する場所において、子どもの権利の保障に努めるべき責務を定めている。

地域の通学路で、大人が子どもの安全を見守り、子どもが地域で安心して過ごせるということは、第5条第1項に定める権利を保障するものと解する。

第2項は、大人の地域の子どもに対する支援を定めている。

第3項は、大人は、子どもが社会の一員として役割を果たせるようにする責務や、子どもに自分の権利や他人の権利を尊重する意識を持たせる責務があることを定めている。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

- 第12条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」という。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利を保障しなければならない。
- 2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが育ち、学ぶことができるよう支援に努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員が子どもと十分に関わることができるよう支援に努

めなければならない。

- 4 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員に対し、子どもの権利に関する研修の機会を設けるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、育ち学ぶ施設関係者の施設での権利の保障や支援の責務を定めている。

第1項は、育ち学ぶ施設における権利の保障の責務を定めている。子どもにとって、学校や幼稚園・保育園等の施設で過ごす時間は、家庭の次に長いものとし、権利を保障しなければならないことを定めている。

第2項は、育ち学ぶ施設関係者の子どもの年齢及び発達に応じた支援を定めている。

第3項は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと十分に関わることができるよう設置者及び管理者は支援に努めるよう定めている。支援については、子どもと十分に関わることができる環境の整備を想定している。

第4項は、育ち学ぶ施設の職員の研修について定めている。育ち学ぶ施設の職員に子どもの権利に関する理解が高まることは、子どもの最善の利益を考える上で重要なことであるから、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員の研修の機会を設けるよう定めている。

(市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の連携)

- 第13条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、互いに連携し子どもの権利の保障及び子どもの健やかな成長の支援に努めなければならない。

【解説】

本条は、市、保護者、大人、育ち学ぶ施設関係者が連携して子どもの権利の保障や子どもの健やかな成長への支援に努めることを定めている。

第4章 基本的な施策

(子どもの権利に関する思想の普及)

- 第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

- 2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

【解説】

本条は、子どもの権利に関する思想の普及について定めている。

第1項は、市が子どもの権利に対する理解を深めてもらうために、子どもの権利に関する考え方の普及に努めることを定めている。

第2項は、子ども、保護者、大人、育ち学ぶ施設関係者が、子どもの権利に関する理解を深められるように、市が学習の機会を提供するよう努めるべきことを定めている。

第3項は、子ども自身による自主的な子どもの権利の学習活動に対し、子どもの年齢や発達に応じた情報の提供に努めるべきことを定めている。

(子どもの居場所づくり)

第15条 市、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとする。

【解説】

本条は、子どもの居場所づくりについて定めている。

子どもが、安全に安心して過ごすことができる場所があるというのは、子どもの健やかな成長にとって大切なことである。市、大人、育ち学ぶ施設関係者は、子どもの居場所づくりに努めるよう定めている。社会教育の分野で行っている子どもの居場所づくり事業等が含まれる。

(困窮の状況にある子どもへの支援)

第16条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めるものとする。

【解説】

本条は、家庭の困窮によって、子どもの教育を受ける機会が失われることのないよう、教育を受ける機会の均等を図るという観点から、市は困窮の状況にある子どもの支援に努めることを定めている。

(子どもの虐待の防止及び救済)

第17条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待の防止に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの虐待の通報を受け、又は発見したときは、速やかな対応に努めるとともに、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 3 市は、子どもの虐待をした者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

【解説】

「児童虐待の防止等に関する法律」第3条に、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と規定されている。

この法律の規定を前提とし、本条は、子どもに対する虐待の防止と虐待を受けた子どもの救済等を定めている。

市は、関係機関と連携を図りながら、虐待を受けた子どもの速やかな対応や適切な救済に努めなければならない。また、虐待した者が、再度子どもに対し虐待をすることのないよう再発防止に努めるよう定めている。

なお、「児童虐待」は、保護者がその監護する児童に対し行う虐待行為であるが、保護者と同居している者が保護者の子どもを虐待することも想定し「子どもの虐待」とした。

(いじめの防止及び救済)

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

【解説】

本条は、いじめの防止といじめを受けた子どもへの対応や救済等を定めている。

いじめを受けた子どもが相談しやすいよう配慮すること、市はいじめを発見したりいじめの通報を受けた時は、適切な救済を行うとともに、再発防止に努めることも定めている。

(体罰の禁止及び救済)

第19条 大人及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を行ってはならない。

2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。

3 市は、体罰の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、体罰を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

4 市は、体罰を行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

【解説】

本条は、体罰の防止と体罰を受けた者の救済等を定めている。

学校教育法は、学校における校長及び教員の体罰を禁止しているが、それ以外の育ち学ぶ施設においても体罰を禁止するために第1項を設けた。体罰は、特別の監督関係ないし身分関係にある者に対し、一定の義務違反を理由として科する制裁をいう。

体罰を受けた者が相談しやすいように配慮すること、市は体罰を発見したり体罰の通報を受けた時は、必要な措置を執るとともに、再発防止に努めることも定めている。

(子どもの虐待、いじめ及び体罰の通報)

第20条 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

【解説】

本条は、子どもの虐待、いじめ、体罰の通報について定めている。子どもの虐待、いじめ、体罰の速やかな通報は、その発見につながる場合があることから、このように定めている。

(子どもの面会交流等)

第21条 父母は、離婚する際には、父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担その他子どもの健全な成長に関し必要な事項について協議しなければならない。

2 市は、父母から、離婚に際しての父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担の相談があった場合に、必要な助言をするものとする。

【解説】

本条は、父母が離婚する際に子どもとの面会交流や養育費の分担に関することを定めている。

第1項は、父母が離婚をする場合に、離婚後も子どもと別れた父または母との面会交流や養育費の分担を協議して決めるべきことを定めている。この際には、基本理念や民法第766条にあるように、子どもの利益を最も優先して考慮されなければならない。

第2項は、父母の離婚後の子どもの面会交流や養育費について、市が父母から相談を受けた場合に、助言をすることを定めている。相談については、子どもの父または母を対象とする。

第5章 権利侵害からの救済

(相談及び救済)

第22条 子ども、保護者、子どもの親族及び育ち学ぶ施設関係者は、市に対し子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害に関する救済の申立てをすることができる。

【解説】

本条は、子どもの権利の侵害に関わる相談や救済について定めている。

子ども、保護者、子どもの親族、育ち学ぶ施設関係者は、市に対して相談や救済の申立てができるとしている。子どもは「権利の侵害」という概念を理解できない場合があるので、子どもの状況を把握することができる保護者等を子ども以外に相談や救済ができる者としている。

(救済委員会)

第23条 市は、子どもの権利の侵害について、適切な救済を図るため、那須塩原市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 子ども権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

(2) 前条の規定による申立てを受け、調査及び調整を行うこと。

(3) 子ども権利の侵害について、市長に対し、必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

4 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格に優れ、人権、教育又は福祉に関し知識及び経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 救済委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

【解説】

第23条から第25条までは、救済委員会に関することを定めている。

第23条第1項は、子どもの権利の侵害について、相談や救済のために活動する、市長の付属機関である救済委員会を設置することを定めている。

第2項は、救済委員会の役割を定めている。第1号は、子どもの権利の侵害に関する相談、救済のための助言や支援を定めている。第2号は、申立てを受けて調査や調整を行うことを定めている。第3号は、改善の要請を市長に求めることができることを定めている。

第3項から第7項は、救済委員の定数、会長の互選、委嘱、任期、会長、委員の守秘義務について定めている。なお、救済委員は、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者を候補として想定している。

(市長の措置)

第24条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあった場合は、調査及び検討し、必要があると認めるときは、子どもの権利を侵害している者に対し、侵害行為の中止、子どもとの関係の改善その他是正の要求をすることができる。

2 市長は、是正の要求を行った者に対し、その是正のため講じた措置について、報告を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による是正の要求及び前項の報告について、その内容を公

表することができる。

【解説】

本条は、第23条第2項第3号に定める救済委員会の求めに応じ、市長が行う措置について定めている。

第1項は、市長が救済委員会から求めがあったときは、調査を行い検討し、子どもの最善の利益、救済委員会の意見、申立人の意見、様々な情報等を総合的に判断して、権利侵害をしている者に対し必要な措置を講じるよう要求することができることを定めている。

第2項、第3項は、市長の是正の要求を受けてとられた措置の報告、公表について定めている。報告や公表は、子どもの最善の利益を考慮し、内容の重要性、必要性等を総合的に判断し、慎重に行わなければならない。

(救済委員会への協力等)

第25条 市は、救済委員会の活動の重要性を尊重し、その活動を支援するものとする。

2 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、救済委員会の活動に協力するよう努めるものとする。

3 救済委員会は、その職務の執行に当たっては、関係機関及び関係者と連携を図るよう努めるものとする。

【解説】

本条は、救済委員会への協力や関係機関と連携を図ることを定めている。

第1項は、救済委員会は、市長に対し必要な措置を講ずるよう求めができることから、市はその重要性を尊重し支援しなければならないことを定めている。

第2項は、保護者、大人、育ち学ぶ施設関係者は、第23条第2項第2号に定める救済委員会が行う調査や調整の活動に、協力すべきことを定めている。

第3項は、救済委員会の職務の執行に当たっては、関係機関や関係者との連携に努めることを定めている。救済委員会が行う調査や調整には、関係機関や関係者との連携が不可欠である。

第6章 行動計画

(施策の推進及び行動計画)

第26条 市は、子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画を策定するものとする。

【解説】

本条は、市が子どもの権利に関する施策を計画的に推進するために、行動計画を策定しなければならないことを定めている。

(行動計画の検証)

第27条 市は、行動計画に基づく施策の実施状況について、毎年度検証を行い、必要な改善を図るものとする。

2 市長は、前項の規定により検証を行うときは、那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴いて行わなければならない。

【解説】

本条は、第26条で定める行動計画の実施状況の検証について定めている。

第2項では、行動計画の検証は市長が子ども・子育て会議の意見を聴いて行うことを定めている。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条に定める「必要な事項」とは、条例に基づいて施策を行うにあたって必要な具体的な事項をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【解説】

条例を施行する年月日を定めている。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年那須塩原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[以下省略]